特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	健康増進事業の実施に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
大分市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報の取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大分市長

公表日
令和7年4月30日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項、第19条の2の規定、及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、健康増進事業の実施に関する次の事務で取り扱う。 ①がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の実施に関する事務 ②受診勧奨に関する事務
③システムの名称	①市民健康管理システム　②団体内統合宛名システム　③中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
健康増進事業（がん検診等各種検診）の実施に関する事務情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項　別表111の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会の根拠】 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令　第2条の表139の項 【提供の根拠】 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令　第2条の表139の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市　福祉保健部　大分市保健所　健康課
②所属長の役職名	健康課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分市　総務部　総務課　情報公開室 〒870-8504　大分市荷揚町2番31号　℡097-534-6111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分市　福祉保健部　大分市保健所　健康課 〒870-8506　大分市荷揚町6番1号　℡097-547-8219

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係するすべての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、定期的に内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	評価実施機関における担当部署　①部署	大分市　福祉保健部　健康課	大分市　福祉保健部　大分市保健所　健康課	事後	
令和5年4月1日	評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	課長　中宗　三和子	健康課長	事後	
令和5年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	大分市　総務部　情報公開室	大分市　総務部　総務課　情報公開室 〒870-8504　大分市荷揚町2番31号　℡097-534-6111	事後	
令和5年4月1日	特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ　連絡先	大分市　福祉保健部　健康課	大分市　福祉保健部　大分市保健所　健康課 〒870-8506　大分市荷揚町6番1号　℡097-547-8219	事後	
令和6年9月30日	特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項、第19条の2の規定、及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成26年法律第27号）第9条第1項　別表第一第76項　に基づき、健康増進事業の実施に関する次の事務で取り扱う。	健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項、第19条の2の規定、及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、健康増進事業の実施に関する次の事務で取り扱う。	事後	
令和6年9月30日	個人番号の利用　法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成26年法律第27号）第9条第1項　別表第1第76項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第54条	・番号利用法第9条第1項　別表111の項	事後	
令和6年9月30日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成26年法律第27号）第19条第8号　別表第2第102の2項 （情報照会の根拠） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第50条	【照会の根拠】 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令　第2条の表139の項 【提供の根拠】 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令　第2条の表139の項	事後	
令和6年9月30日	Ⅳリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない（入手） 接続しない（提供）	入手・提供の接続あり ・目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か　　十分である ・不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か　　十分である	事後	
令和7年4月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年4月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年4月30日	Ⅳリスク対策 9. 監査	内部監査　実施なし	内部監査　実施あり	事後	